

## 神奈川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立自然公園条例施行規則（昭和34年神奈川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「及び」を「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第11条の2 条例第19条第1項第15号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

第12条第1項第13号中「に掲げる」を「又は第15号に掲げる」に改める。

第14条第112号中の「第3条」を「第3条第1項」に、「免許」を「許可」に、「第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた」を「第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）

附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第1項の許可を受けた者とみなして、改正後の第14条の規定を適用する。

- 3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、改正後の第14条の規定を適用する。